

徳島県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年四月十二日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿波市市場町 市場中央土地改良区	令和六年三月二十八日